

# 人材募集



## 貝塚市職員

詳しくは、ホームページをご覧ください。

### ◆事務職 計5人程度

**上級A** 平成3年4月2日～12年4月1日に生まれたかた

**上級B** 昭和56年4月2日以降に生まれ、手話通訳士または都道府県および政令指定都市認定手話通訳者の資格があるかた

**上級C** 昭和61年4月2日～平成12年4月1日に生まれ、次のいずれかに該当するかた

- ①身体障害者手帳の交付を受けている
- ②療育手帳の交付を受けている
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- ④精神保健指定医などにより知的障害がある

と判定された

### ◆保健師 3人

昭和61年4月2日以降に生まれ、保健師の資格がある(来年3月までに取得見込みを含む)かた

### ◆保育教諭 1人

平成5年4月2日～14年4月1日に生まれ、保育士資格と幼稚園教諭普通免許の両方を持つ(来年3月までに取得見込みを含む)かた

### ◆技術職土木 計7人程度

**上級** 昭和46年4月2日～平成12年4月1日に生まれ、次のいずれかに該当するかた

- ①大学(短大除く)で土木の専門学科を専攻し卒業したかた
- ②①と同等の専門知識による経験があるかた
- ③土木の専門知識の資格があるかた

**初級** 平成12年4月2日～16年4月1日に生まれ、高等学校で土木の専門学科を専攻し卒業したかた

### ◆消防職 上級または初級 1人

日本国籍があり、上級は平成8年4月2日～12年4月1日、初級は平成12年4月2日～16年4月1日に生まれ、職務遂行に必要な体力があり健康なかた

### ◆清掃員 2人

昭和56年4月2日～平成16年4月1日に生まれたかた



### ◎いずれも

重複申込みはできません。卒業は、来年3月に卒業見込みのかたも含みます。

**申込期間** 8月25日(水)～9月6日(月)

**※インターネット申込みの一次試験日** 9月19日(日)

**採用日** 来年4月

**問合せ先** 人事課 ☎072・433・7324

### 特別職報酬等審議会委員

議会議員の議員報酬額、市長・副市長の給料の額について、市長の諮問に応じて調査審議する「貝塚市特別職報酬等審議会」(市内公共団体などの代表者その他住民により構成)の委員を募集します。

**日程**(全4回程度) 10月・11月の平日昼間

**場所** 市役所周辺

**対象** 市内在住で18歳以上のかた

**募集人数** 3人まで(多数の場合申込書にて選考)

**報酬** 出席1回につき8000円

**申込** 所定の申込書(問合せいただければ送付します。市のホームページからもダウンロード可)に記入し、人事課へ

持参、郵送、ファックス、Eメールで

**締切** 8月27日(金)

**申込・問合せ先** 〒597・8585 畠中1-17-1

人事課 ☎072・433・7326

FAX ☎072・433・7327

Eメール jinji@city.kaiizuka.lg.jp

### 貝塚市シルバー人材センター職員

### ◆上級職(一般事務など) 1人

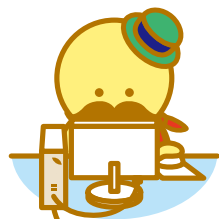
平成6年4月2日～11年4月1日に生まれ、大学卒でパソコン(ワード・エクセルなど)の基本操作ができ、普通自動車運転免許(AT限定可)があるかた

**採用** 10月1日

**申込** 8月16日(月)～20日(金)午前8時45分～午後5時15分に、申込書(窓口またはホームページでダウンロード可)を持参

**試験日** 8月29日(日)

**申込書配付・申込・問合せ先** (公社)貝塚市シルバー人材センター ☎072・432・3620



### 海上保安大学校学生

将来の幹部職員を養成するコースです。詳しくは、お問合せください。

**対象** ①令和3年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して2年を経過していないかた、および令和4年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みのかた

②高等専門学校の第3学年のかた

# 上下水道



## 水道料金・下水道使用料減免制度

市内在住で下表に該当するかたは、水道料金や下水道使用料の減免対象になります。手続きには証明書類が必要です。詳しくはお問合せください。



申請・問合せ先 水道サービス課 ☎072-433-7140

対象	減免割合
ひとり親世帯	児童扶養手当を受給している世帯
重度障害者世帯	◎特別児童扶養手当を受給している世帯 ◎20歳以上の在宅者で、身体障害者手帳1級所持者がいる世帯 ◎20歳以上の在宅者で、療育手帳Aの所持者のうち、最重度の知的障害者がいる世帯 ◎20歳以上の在宅者で、精神障害者保健福祉手帳1級所持者がいる世帯
単身の高齢者	65歳以上で一人暮らしのかた
	1カ月あたり使用水量20m <sup>3</sup> を限度として5割軽減
	基本料金を免除

## 下水道使用可能区域が拡大

8月1日から、新たに公共下水道が使える区域は次のとおりです。  
▶麻生中・石才・浦田・王子・久保・窪田・澤・地蔵堂・清児・堤・鳥羽・名越・橋本・半田・半田2丁目・半田4丁目・福田・堀3丁目・三ツ松・脇浜3丁目  
※いずれも各地域の一部。詳しくはホームページをご覧ください。  
**問合せ先** 供用開始について：上下水道総務課下水道担当 ☎072-433-7180、事業計画について：下水道推進課計画担当 ☎072-433-7361



詳しくはこちら



## 9月3日(金)午後1時33分頃と34分頃 携帯電話が一斉に鳴ります

### 大阪880万訓練



東日本大震災の際、生死を大きく分けたのは地震発生直後の判断と行動でした。そこで、いざという時に「身を守る、避難する」など具体的な行動ができるよう、大阪府と連携し訓練を行います。

### 【携帯電話の緊急速報メールが一斉に鳴ります】

**日時** 9月3日(金)午後1時33分頃 大津波警報情報の送信(府内にある携帯電話に、府が訓練用の緊急速報メールを送信)  
午後1時34分頃 大津波警報に伴う避難指示情報の送信(市内にある携帯電話に、市が訓練用の緊急速報メールを送信)  
※緊急速報メールはマナーモードでも鳴ります。状況に応じて、電源を切るなどの対応をお願いします。  
※対応機種については各携帯電話会社へお問合せください。

### 【訓練に対する心構え】

- ・訓練前：地震や津波の発生時にどのように行動するか考えておく
- ・訓練当日：考えておいた「命を守る行動」をとる
- ・訓練後：「命を守る行動」がとれたかを話し合う



**問合せ先** 府民お問合せセンター ☎06-6910-8001  
市危機管理室 ☎072-433-7392

府ホームページ